



* マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています *

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



外に出ると気持ちの良い季節となりました。皆さまいかがお過ごしでしょうか？

4月に長女も大学がスタートし、長い冬眠から覚めたように（笑）突然活動を始めました。通学に時間がかかるので、朝早く起きて出かけて行き、授業を受けて夜20時過ぎて帰ってきます。やれ新歓だの、友達と夜ご飯を食べて帰るだの、家族で一番忙しい人になってしまいました。今までと比べ物にならないぐらい活動の幅が広がっているので、任せていて大丈夫なのかな…といつも気になっています。



* 職場で役立つ心理学 *

～失言をする人の傾向～

つい最近、ある大臣が失言をして辞任に追い込まれました。しょっちゅうある失言→辞任という構図ですが、なぜ人は失言を繰り返すのか、話し方研究所の福田健会長の解説がテレビに出ていましたのでご紹介します。

- ① 自信過剰型…「そうじゃなくて」「そんなことより」と話を遮る。
- ② 瞬間湯沸かし器型…普段気さく、嫌味、皮肉を聞き流せない。
- ③ 饒舌型…サービス精神旺盛でジョーク好きな人が口を滑らせてしまう。
- ④ うっかり型…空気が読めない人に多い。「どうして？」と質問しがち。
- ⑤ 八方美人型…普段は慎重、お酒の席で豹変。

今回の〇〇大臣は、②の瞬間湯沸かし器型だそうです…。

★4月のお仕事カレンダー★



4/10	<ul style="list-style-type: none">●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億8000万円未満の工事●3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
4/15	<ul style="list-style-type: none">●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
4/30	<ul style="list-style-type: none">●労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の1月~3月の労災事故について報告)●預金管理状況報告●健康保険印紙受払等報告書・雇用保険印紙保険料納付状況報告書提出●3月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付●固定資産税(都市計画税)の納付(第1期)●2月決算法人の確定申告・8月決算法人の中間申告●公益法人等の都道府県民税・市町村民税均等割申告●5月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告

★法改正情報★



～雇用保険料率が変わりました～

平成29年4月分より、雇用保険料率が引き下げられました。

一般の事業	3/1,000	6/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000
その他の事業	4/1,000	7/1,000

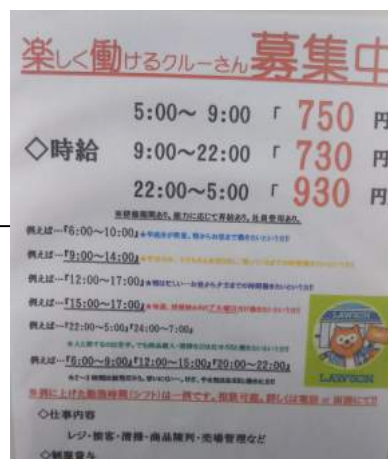
～子ども・子育て拠出金率の引き上げられました～

拠出金	2.3/1,000
-----	-----------

子ども・子育て拠出金とは、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、全額負担し納付する拠出金。その額は、使用する被保険者個々の標準報酬月額および標準賞与額に、「子ども・子育て拠出金率」を乗じて得た額の総額となります。

ユニークな求人貼り紙
を見つけました！

先月、長男の野球の遠征で徳島に行きました。現地のコンビニエンスストアのお手洗いに入ったところ、ユニークな求人の貼り紙を見かけました。



楽しく働けるクルーさん 募集中

5:00~9:00 「750 円」
◇時給 9:00~22:00 「730 円」
22:00~5:00 「930 円」

※研修期間有。能力に応じて昇給あり。社員登用あり。

例えば…「6:00~10:00」★早起きが得意。朝からお昼まで働きたいという方！！

例えば…「9:00~14:00」★平日のみ、子供さんを送り出し、帰ってくるまでの時間働きたいという方！！

例えば…「12:00~17:00」★毎週、授業終わりのアル曜日だけ働きたいという方！！

例えば…「22:00~5:00」「24:00~7:00」

★人と接するのは苦手。でも商品搬入・清掃などは任せろ！！と働きたいという方

例えば…「6:00~9:00」「12:00~15:00」

★2~3 時間は無理だろう、言いにくい。けどやる気はある！！と働きたい方！！

※例に挙げた勤務時間（シフト）は一例です。相談可能。詳しくは電話 or 面接にて！！

◇仕事内容 レジ・接客・商品陳列・売場管理など

◇制服貸与

網掛けをしている部分に注目していただければと思うのですが、この時間帯、こういう状況の人なら働けますよと、例が細かく出ていて、見ている人は働き方について具体的なイメージがとてもしやすいです。この時間帯ならここに書いてあるように働けそうだと簡単にイメージできます。

最近、求人を出してもなかなか応募してくる人が少ないという話をよく聞きますが、このような工夫を取り入れてみてはいかがでしょうか。

*マイナンバーも安心！
当事務所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

